

令和5年度 第1回定時理事会 議事要旨

公益財団法人東京都歴史文化財団

- 1 日 時 令和5年6月6日(火)
午後2時から午後2時47分まで
- 2 場 所 東京都千代田区九段北四丁目1番28号九段ファーストプレイス5階
公益財団法人東京都歴史文化財団 5階大会議室
- 3 理事現在数 10名
- 4 定 足 数 6名(理事現在数の過半数)
- 5 出席理事 8名
理事長 日 枝 久
副理事長 堤 雅 史
理 事 青 柳 正 規
理 事 岡 素 之
理 事 荻 田 伍
理 事 妹 島 和 世 (WEB出席)
理 事 高 橋 明 也
理 事 藤 森 照 信
- 6 出席監事 2名
監 事 飯 塚 美 紀 子
監 事 延 與 桂
- 7 議 長 理事長 日 枝 久

8 審議事項

第一号議案 令和4年度事業実績及び決算について

9 議事の経過及び結果

(1) 議長就任

午後2時開会。WEB 会議システムにより出席者の音声即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に、適時かつ明瞭に意見表明が互いにできる状態となっていることを確認した。日枝理事長の挨拶の後、定款第32条の規定に基づき日枝理事長が議長に就任した。本会が定足数を満たし理事会として有効に成立していること、及び定款第34条第2項の規定に基づき、本会の議事録には理事長及び監事が記名押印することの報告があった後、議事に入った。

(2) 第一号議案 令和4年度事業実績及び決算について

ア 議案説明

配付資料に基づき、総務部長が議案の説明を行った後、飯塚監事から監査報告が行われ、以下3点の報告があった。

- ・事業実績報告書の内容は、真実であると認める。
- ・理事の職務執行に関する不正な行為、または、法令もしくは定款に違反する重大な事実はないと認める。
- ・財務諸表については、法人の財産状態並びに正味財産増減の状況を正しく示していると認める。

説明終了後、質疑はなかった。

イ 議決

議長が採択を求めたところ、第一号議案は全会一致をもって原案どおり承認された。

(3) 第二号議案 令和5年度定時評議員会の招集について

ア 議案説明

配付資料に基づき総務部長が議案の説明を行った。

説明終了後、質疑はなかった。

イ 議決

議長が採択を求めたところ、第二号議案は全会一致をもって原案どおり承認された。

(4) 報告事項

ア 新入材育成方針について

配付資料に基づき、新入材育成方針について総務部長が報告を行った。
報告終了後、以下のとおり発言があった。

<理事>

・私はアーツカウンシルを担当しているが、アーツカウンシルの活動内容等は日本でも最先端をいつていると思う。アーツカウンシルの雇用条件、特にプログラムオフィサーは、最近の職種だが良くなりつつあるので、そういうところもよく調査していただきたい。また、プログラムオフィサーはどうしても自分の分野の状況をよく知らなければいけないので、海外研修等の制度もいろいろ考えていただきたい。

<総務部長>

・ご指摘のとおりアーツカウンシルのプログラムオフィサーについては、財団の中でも比較的歴史の浅い職種である。今回の人材育成方針の見直しでは、特に具体的な職種を出してはいないが、この見直しは1年で終わるものではなく、これからも繰り返し続けていき、次の段階では、プログラムオフィサーも含めて専門的な各職種の議論をしていこうと考えている。また、海外研修の制度については、職種が学芸、事務を問わず、海外へ3カ月行く等の制度があり、自分で計画を立て、交渉をし、どこの組織で受け入れてもらえるかを決めるというかなりレベルの高い研修とはなるが、例年1、2名の実績があり、これまでも海外の美術館で学んだ学芸員がその研修でつくったネットワークで展覧会を企画する等、成果につながっている。よって、プログラムオフィサーにおいても、全体の仕事のバランスにもよるが、制度としては仕組みがあるため、活用できると考えている。

<理事長>

・このようなことは、これからも改善を重ねていながら、良いシステムにしていかなければならない。職員が夢を持って仕事に就くということが一番大きいことであるので引き続きお願いしたい。

<理事>

・雇用計画において、固有正規職員を60%ぐらいにすることは良い方向性である。ただこれを60%と定め、100%にしない理由は何かあるのか。個人個人が、いろんな関係、条件も含めて、自分は常勤契約職員の方が良いという場合もあるので、100%ではなく、今は35%を60%に改善するという趣旨なのか。あるいは財団としては将来的に100%を目指すのか。その辺りの考えについて聞かせてほしい。

<総務部長>

・ご指摘のとおり、学芸員の中には特に専門性を活かし、暫くは歴史文化財団で働き、いずれは別のキャリアを考えている学芸員もおおり、その場合は即戦力として財団で働いていただくために雇用形態は常勤契約が現実的である。ただ、やはりそれにより固有正規職員の比率が余りにも低いことは問題であり、雇用転換の制度自体は十数年続けているが、その間も固有正規職員の割合が高まらず常勤契約職員と比べて低いという現状である。よって、100%にすることは目指すべき姿でも現実的な姿でもないと思うが、3分の2程度は固有正規職員で占めるべきと考え、雇用計画を着実に進めていく。

<理事>

・先ほどの理事の質問、また日枝理事長のお答えからも考えたが、海外の研修は、特に国立の真似をする必要はないが、長い間、文部省が海外研修の制度を作り、短期ではなく、ある程度の一定期間、半年～1年を海外で研修するという歴史があり、かなり有効であった。私のいる東京都美術館では研修に行きたくても現実に仕事があり、なかなか実現できないようであるため、そのような人材に少し余裕のある配置も考え、ぜひ実現していただきたい。海外の美術館等でも、近隣の韓国や台湾等では近年そういうことをしている人が多いが、ここ10年、20年を見ていると、日本の若者達も行っているのだから、将来的には実現しなければいけない気がしている。また逆に、海外からの研修生を受け入れる制度があっても良い。せっかくの色々な交流の機会であるため、長い目で見れば様々なことに有効なのではないか。

<総務部長>

・余裕がなく長期的な派遣が難しい現状はそのとおりであるが、個々の意欲や、上司や周囲の理解の中で、提案、申込みがあった場合は、個別に審査をし、現実的な提案、研修計画であると判断できればなるべく早く送り出していきたい。また、海外からの受入れについては、そのような制度はないが、インターンのような、短期の受入れには個別に対応している。ただ人手がかかる部分もあるため、ご提案としてこれから研究していきたい。

<理事長>

・2名の理事の意見にあったように、今までになかった海外からの受入れは一つのテーマであり、財団でも検討する価値はある。また、海外に研修に行くことも夢があり、各館にこれから就職する人に大変なスキルを持った人たちが増えることは、来館者にとってもプラスになるので、これらも頭に入れながら運営をしていきたい。

イ 遺贈による寄附の受入について

配付資料に基づき、遺贈による寄附の受入について総務部長が報告を行った。

報告終了後、以下のとおり発言があった。

<理事>

- ・遺贈は非常にすばらしいが、遺贈による寄附の受入は歴史文化財団の各館すべてにおいて可能か。

<総務部長>

・制度としてはもちろん可能である。ただ故人の遺言に基づくものであり、可能ではあるが財団として特に遺贈による寄附を勧めていなかった。今回は初めての遺贈の申し出であり、また非常に高額な寄附であったため、報告をさせていただいた。もちろん他館でも、遺言等で寄附の記載があれば対応が可能である。

<理事>

- ・以前、たとえば東京都美術館はそれができないと聞いた記憶があるが、それは間違いないか。

<総務部長>

・これまで、例えば亡くなった後に作品を寄附したいという申し出に対し、評価の関係で色々難しい面があったが、今回は現金での寄附であったため非常にスムーズに話が進んだ。

<理事>

・今後はこのようなことが出てくるのではないかなという予感がある。現在ジェネレーションが変わってきており、海外の美術館等は作品贈与で成り立っている部分もあるので、国内もそのような状況に近づいていくように感じる。今後もこのようなことがあればお知らせいただきたい。

ウ 職務執行の状況について

前回の理事会以降の日枝理事長、堤副理事長の職務執行状況について、日枝理事長が報告を行った。

報告終了後、質疑はなかった。

(5) その他（財団の運営全体に対する質問・意見等）

議長から、財団の運営全体に関して質問・意見等を求めたところ、特に発言はなかった。

以上により、令和5年度第1回定時理事会の議事をすべて終了し、午後2時47分閉会した。